



# まちづくり・かわら版

No.59  
令和5年8月24日

編集・発行  
施行者：長崎市  
（東長崎土地区画整理事務所）  
長崎市矢上町40番28号  
電話：095-839-5381

残暑の候、平間・東地区の土地区画整理事業の権利者の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

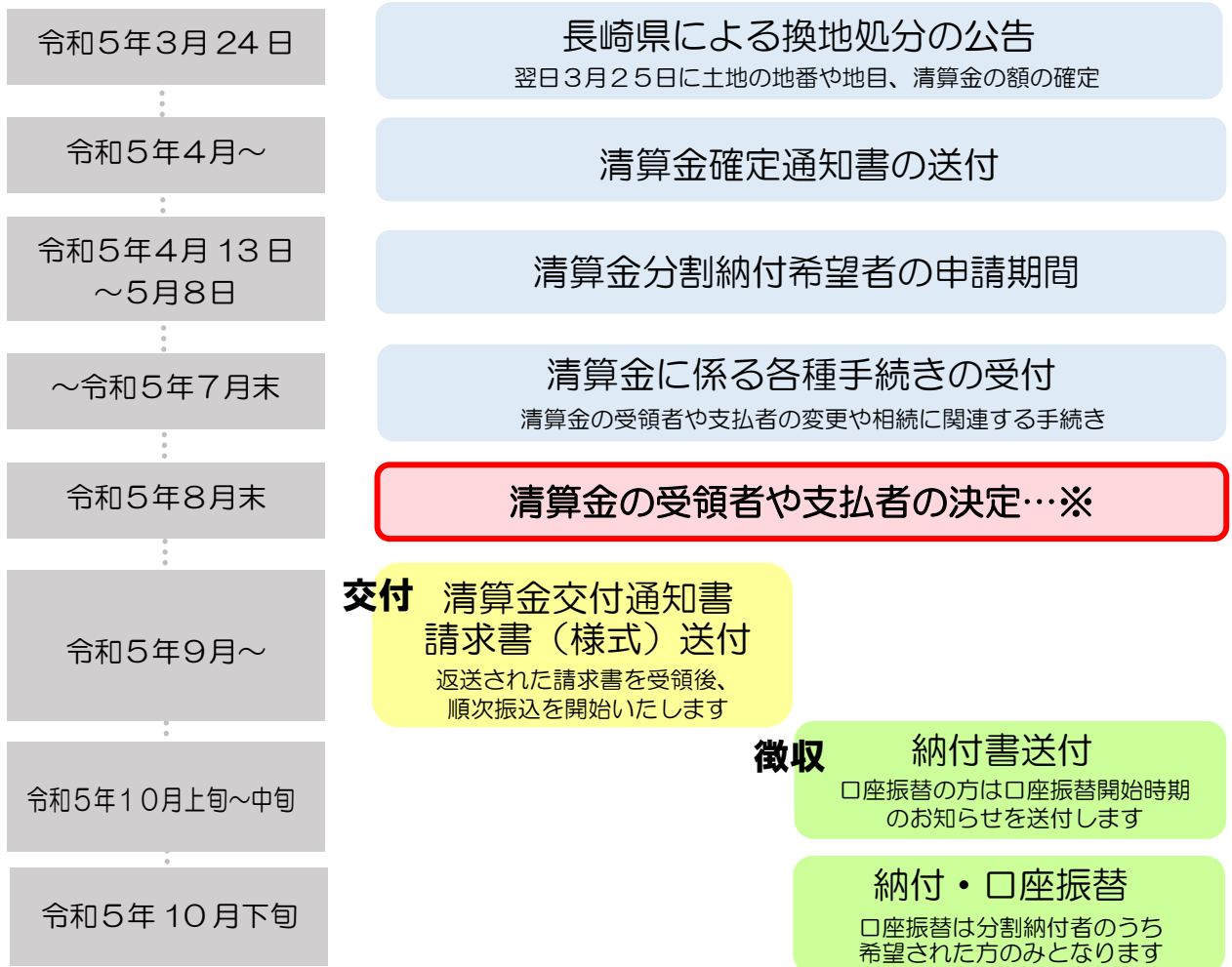
また、日頃から、事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、区画整理事務所では、3月24日の換地処分の公告のあと、法務局の登記事務などと並行して、清算金の交付・徴収に向けた準備を鋭意進めております。

今回のかわら版では、清算金の交付・徴収に係るスケジュールや、今後において必要となる手続き等について、お知らせいたします。



## 清算金に係るスケジュールについて



※ 令和5年7月末までに申請・届出いただきました清算金の受領者や支払者の変更・相続等に基づき、清算金の受領者や支払者を決定させていただいております

土地所有者のご逝去により相続が発生した方で「清算金債権・債務の承継届出書」が未提出の場合は、法定相続割合により算出した金額を、法定相続人の方にそれぞれ交付・徴収することとなりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。



# 清算金に係る今後の手続きについて

現在、清算金の交付・徴収に係る準備を進めています。清算金を受取る場合と清算金をお支払いいただく場合で、スケジュールが異なりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、具体的な手続等については、別途ご通知させていただく予定とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 1 清算金交付の方（清算金を受取る方）

- 9月上旬頃 ◀ 清算金交付通知書、請求書等を発送いたします。
- 9月下旬頃～ ◀ 請求書の提出締め切り  
(必要事項をご記載した請求書をご返送ください。請求書を受領後、ご指定の口座に振込を行います。)

清算金は、権利者からの請求書の提出がなければ振込ができませんので、必ずご提出いただくようお願いいたします。(提出〆切は後日お知らせいたします。)

※請求書を期間内に提出できない場合は、当事務所にご連絡をお願いいたします。

※清算金の受取り方法は、ご指定の口座への振込のみとなります。

※振込時期：請求書を当事務所が受取ってから2～3週間後を目途に、請求書に記載された指定口座に振り込む予定としております。

## 2 清算金徴収の方（清算金をお支払いいただく方）

- 10月上旬～中旬頃 ◀ 納付書等を送付いたします（一括納付者・分割納付者あて）  
※分割納付者のうち、口座振替の方については、口座振替開始時期のお知らせを送付いたします。
- 10月下旬頃 ◀ 納付書払の方の納付期限（一括納付者・分割納付者）  
口座振替の第1回振替

※分割納付は令和5年5月8日までにお申し込みをいただき、長崎市が承認させていただいた方のみとなります。それ以外の方は一括納付となりますのでご了承下さい。なお、納付期限内に納付していただけない場合は、延滞金が加算されますので、必ず納付期限内にご納付いただきますようお願いいたします。

分割納付者の口座振替にかかる手続き方法については、該当者あて既にお知らせしておりますが、手続きがお済みでない方はお知らせに記載させていただいております期限までにご完了くださいますようお願い申し上げます。

長崎市まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所  
〒851-0133 長崎市矢上町 40 番 28 号  
☎ 095-839-5381 ☒ 095-837-1046

